

正 本

平成 27 年 (ワ) 第 13029 号, 第 23567 号

TPP 交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外 1581 名

被告 国

意見書

(訴えの変更に対する国の意見に対して)

平成 28 年 4 月 4 日

東京地方裁判所民事第 17 部合議 B 係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外

代

被告国の平成 28 年 3 月 7 日付「訴えの変更申立てに対する意見」に対し、反論する。

1 被告国は原告らの訴えの変更申立について、新請求における訴えの追加的変更が民訴法 143 条 1 項の要件を満たさないと述べる。

この点、訴えの変更については、①請求の基礎に変更がないこと、②著しく訴訟手続きを遅延させないこと、の 2 点が求められる。以下、本訴えの変更がこの 2 点を満たすことについて詳述する。

2 ①について

(1) 本件について、被告国は①について、まず、原告らが変更後に TPP 協定の「締結」を用いて主張している点に付き、原告らの述べるところの「締結」の内容が特定されておらず、かかる請求の特定性が新たな

争点となると指摘する。

しかし、原告らの述べる「締結」とは、憲法73条3号にいう、内閣の行う条約の「締結」そのものである。当然、従前の「交渉」と同様、行政たる内閣の行為である「締結」について、原告らは差し止めを求めており、従前の争点と異なることにはならない。

(2) また、被告国は、確認の利益の有無について、従前の訴え(旧請求)と異なるなどと述べるが、原告らは、TPP協定について憲法違反であることを前提に主張しているのであり、「交渉」から「締結」に変わっても、その確認の利益の内容に大きな変更が生じることにはならない。

原告らとしては、従前の訴え(旧請求)から新たなる訴え(新請求)に変わったとしても、TPP協定の内容の違憲・違法を争点にして争っていく予定である。したがって、①請求の基礎に変更がないことは明らかである。

3 ②について

被告国は本件訴えの変更が②著しく訴訟手続きを変更させる等と述べる。

しかしながら、本件では、まだ証拠調べ手続きもなされていない。また、被告国は詳細な主張はおろか、訴えの変更部分に関しては、本案前に關する答弁をしているに過ぎない。そして、期日もまだ3期日しか開かれておらず、裁判所による争点整理等々もまだなされていない。

したがって、いまだ実質的な審議はほとんど進んでいない以上、現段階で訴えを変更したとしても、何ら訴訟手続きが遅延するはずもない。

4 以上の通り、被告国の主張は失当である。

以上